

第3章 環境行政の推進



幼児環境教育訪問指導

第1節 基本となる条例・計画

1. 豊橋市環境基本条例のあらまし

(平成8年4月1日施行)

前文

- ◇資源・エネルギーが大量に消費されるようになり、いまや地球環境が脅かされようとしている
- ◇私たちのまち豊橋でも、水質の汚濁などによる自然環境や生活環境への影響が懸念されている
- ◇健康で文化的な生活を営む権利とともに、恵み豊かな環境を将来に引き継ぐ責務を有している
- ◇環境への負荷を減らし、人と自然とが共生できる持続可能な社会を構築していかねばならない

第1章 総則

第1条【目的】

現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する

第2条【基本理念】

- 1 健全で恵み豊かな環境の恵沢の享受と将来の世代への継承
- 2 人と自然とが共生できる持続的な発展が可能な社会の構築

第3条【市の責務】

地域の特性を生かした基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する

第6条【年次報告】

第4条【事業者の責務】

- 1 事業活動に伴って生ずる公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、これに伴う環境への負荷の低減に努める
- 2 地域社会の一員として、地域の環境に十分配慮するように努めるとともに市の施策に協力する

第5条【市民の責務】

- 1 日常生活に伴う環境への負荷の低減に努める
- 2 地域の特性を生かした環境の保全に努めるとともに、市の施策に協力する

第2章 環境の保全に関する施策の基本方針

第7条【施策の基本方針】

- (1) 大気、水、土壤等を良好な状態に保持することにより、人の健康を保護し、及び快適な生活環境を確保する
- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を体系的に保全する
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを保つとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境を創造する

第3章 環境基本計画

第8条【環境基本計画】

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定める

第4章 環境の保全のための施策

第9条【施策の策定等に当たっての配慮】

- 第11条【規制等の措置】
第13条【施設の整備等の推進】
第15条【自発的な活動の促進】
第17条【調査、監視、測定等】

第10条【環境配慮指針の作成】

- 第12条【助成措置】
第14条【教育及び学習の振興等】
第16条【情報の提供】

第5章 環境審議会

第18条【環境審議会】

2. 豊橋市環境基本計画－地球の未来ここから始めよう－の概要

(1) 計画の基本的な考え方

1) 策定の趣旨

豊橋市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定したもの。

2) 計画の役割

豊橋市環境基本条例の基本理念や基本方針を受け、国及び県の環境基本計画や「第5次豊橋市総合計画」との整合を図るとともに、関連計画の環境関係施策とも整合、連携させることにより、環境の保全に関する各種事業を推進し、もって市民及び事業者の環境配慮を促すもの。

3) 計画の期間

平成23年度(2011年度)を初年度とし、平成32年度(2020年度)を目標年度とする。

(2) 計画の目標と施策の体系(平成23年3月から)

計画では、「基本理念」及び「めざすべき環境像」のもと分野別に5つの「環境目標」を定め、各分野における本市環境の特性と課題を整理し、環境目標それぞれの達成に向けた施策及び関連する事業を掲げている。また、各施策について目標年度(平成32年度)における目標を示している。

基本理念	環境像	環境目標	基 本 施 策	施 策	指 標	基準値(H21-22)	目標値(H32)	
地球の未来 ここから始めよう	I 低炭素社会の実現により保全する地球環境	-1 環境に配慮したエネルギーの利用促進 -2 エコモビリティライフの推進	1 省エネルギーの推進 2 再生可能エネルギーの利用促進 1 公共交通の利用促進 2 自転車を利用しやすい環境づくりの推進	1 エコファミリーの登録件数(世帯) 2 太陽光発電システム設置量(住宅、公共施設合計(kW)) 3.1日当たりの公共交通機関利用者数(人/日) 4.電動アシスト自転車普及台数(台)	1,493 9,449 76,000 845.0	増加 20,000 77,000 增加		
	II 多様な生物が生息し、人と共生する自然環境	-1 生物多様性の保全 -2 森林の保全と利用の促進 -3 河川・海岸・ため池の保全 -4 農地の保全 -5 水と緑のネットワークの充実	1 自然環境の保全とふれあいの推進 2 特定外来生物対策の推進 1 森林の保全と育成 1 満しまれる水辺づくり 1 農地の保全 1 公園・緑地の充実	1 自然環境の保全啓発活動への参加者数(人/年) 2 外来魚を駆除した池数(池) 3.森林保育作業の参加者数(人/年) 4.憩の場を整備したため池数(池) 5 環境保全型農業を実践している農家の割合(%) 6 市民1人当たりの都市公園面積(m ²)	3,487 6.0 56 28.0 18.2 9.8	増加 30.0 增加 29.0 20.0 10.0		
		III 資源を大切にし、循環を基調とする社会環境	-1 ごみ減量の推進 -2 リユース・リサイクルの推進 -3 環境美化活動の促進 -4 水資源の節約と有効利用	1 ごみ減量の推進 1 リユース・再使用の推進 2 リサイクル(再生利用)の推進 1 5.30運動の推進 1 水資源の節約と有効利用	1 市民1人が1日に出す家庭系ごみの量(事業所から出るごみを含まない)(kg) 2 再生家具等の展示・販売会開催数(回/年) 3.リサイクル率(%) 4.5.30運動の参加者数(人/年) 5 雨水貯留槽設置補助件数(件)	790 3.0 17 180,000 376	727 增加 28 増加 增加	
			IV 健全年で快適な生活環境	-1 大気環境の保全及び騒音・振動・悪臭の防止 -2 水環境及び土壤・地盤環境の保全 -3 ゆとりある生活空間の創出 -4 ヒートアイランド対策の推進	1 環境監視体制の充実(大気・騒音等) 2 滅生対策・啓発の推進(大気・騒音等) 1 環境監視体制の充実(水質等) 2 滅生対策・啓発の推進(水質・土壤等) 3 生活排水処理の充実 1 ゆるおいのある美しい都市空間の形成 1 ヒートアイランド対策の推進	1 環境基準達成率(大気)(%) 2 工場・事業場への大気浄化啓発件数(件/年) 3 環境基準達成率(水質)(%) 4 工場・事業場排水検査件数(件/年) 5 下水道普及率(公共下水道、地域下水道合計)(%) 6 景観形成地区の景観に配慮された建築工事等の件数(件) 7 公共施設における緑のカーテン設置箇所数(箇所)	93.3 54 90.6 240 78.8 192 28	増加 増加 増加 増加 82.3 增加 増加
				V 環境への意識と知恵をはぐくむ文化環境	-1 環境に関する教育啓発の推進 -2 環境保全活動の推進 -3 文化的継承と活用	1 環境教育の推進 2 環境保全の意識啓発 1 市民・事業者との協働 1 文化財保護活動の推進 2 教育文化施設の充実	1 地球温暖化対策講座の実施回数(回/年) 2 環境イベントの参加者数(人) 3.地域資源回収実施団体数(団体/年) 4.文化財関連イベント・展覧会等の参加者数(人) 5 教育文化施設1日当たりの利用者数(人)	5 10,000 351 61,840 4,241

(3) 計画の推進

1) 計画の推進に向けての各主体の役割

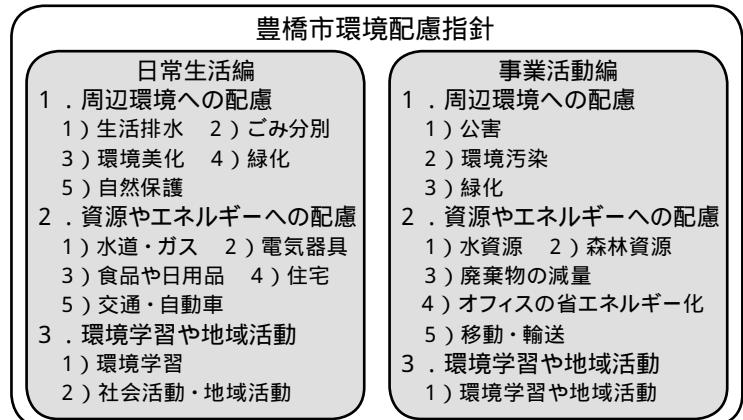
環境基本計画を推進するにあたり、市を始めとして、市民、事業者と協働しながら環境負荷を低減するための取り組みを進めていきます。

また、東三河地方の中心都市として、近隣市町村あるいは国や県と連携を図りながら、市域を越えた広域的な環境の保全についても積極的に取り組んでいきます。

市・市民・事業者における役割	
市	<ul style="list-style-type: none"> ◆市は、環境の保全に関し、地域の特性を活かした基本的かつ総合的な施策を策定し、市民・事業者の協力を得ながら、又は協働しながらこれを実施します。施策の策定に当たっては、市民・事業者に対して、必要な情報の提供に努めるとともに、計画段階からの参加を求めます。 ◆市は、施策の策定及び実施に当たり、広域的な取り組みが必要とされる場合には、国、県、近隣の市町村、その他関係機関と協力して行うように努めます。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民は、環境の保全上の支障を防止するため、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めます。 ◆市民は、地域の特性を生かした環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力し、又は市や事業者と協働して環境の保全に取り組みます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業者は、事業活動を行うに当たって、事業活動に伴って生じる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じます。また、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めます。 ◆事業者は、事業活動に関し、市が実施する環境の保全に関する施策に協力し、又は市や市民と協働して環境の保全に取り組みます。

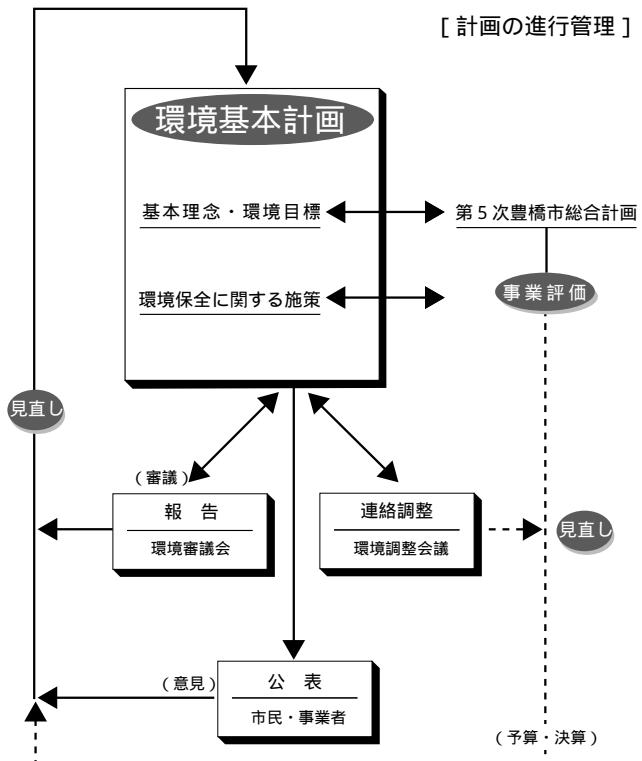
2) 環境配慮の仕組み

環境保全のために市・市民・事業者が配慮すべき事項を「環境配慮指針」としてまとめ公表している。環境配慮指針は、日常生活編・事業活動編の2つで構成され、それぞれについて環境づくりの方針、具体的な配慮方法等を示している。



3) 計画の進行管理

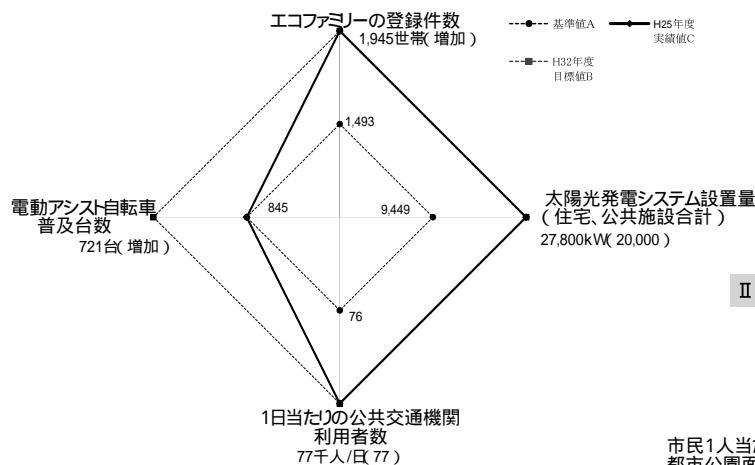
計画の進行管理は、施策ごとに設定した指標の進捗状況を評価すること等により行い、その結果は環境審議会に報告し、意見を得るとともに市ホームページ等で公表する。



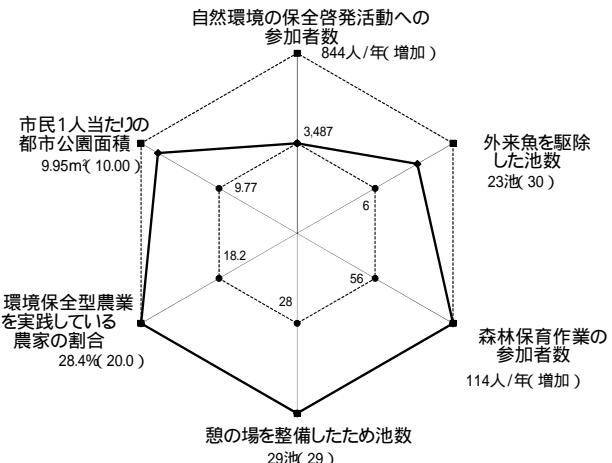
(4) 計画の進捗状況

環境目標		指標	基準値A	H32年度目標値B	H25年度実績値C	進捗率 (C-A) / (B-A) × 100
I	低炭素社会の実現により保全する地球環境	①エコファミリーの登録件数[世帯]	1,493	増加	1,945	>100.0%
		②太陽光発電システム設置量 (住宅、公共施設合計) [kW]	9,449	20,000	27,800	>100.0%
		③1日当たりの公共交通機関利用者数 [千人／日]	76	77	77	100.0%
		④電動アシスト自転車普及台数[台]	845	増加	721	<0.0%
II	多様な生物が生息し、人と共生する自然環境	①自然環境の保全啓発活動への参加者数 [人／年]	3,487	増加	844	<0.0%
		②外来魚を駆除した池数[池]	6	30	23	70.8%
		③森林保育作業の参加者数[人／年]	56	増加	114	>100.0%
		④憩の場を整備したため池数[池]	28	29	29	100.0%
		⑤環境保全型農業を実践している農家の割合 [%]	18.2	20.0	28.4	>100.0%
		⑥市民1人当たりの都市公園面積[m ²]	9.77	10.00	9.95	78.3%
III	資源を大切にし、循環を基調とする社会環境	①市民1人が1日に出す家庭系ごみの量 (事業所から出るごみを含まない。) [g]	790	727	764	41.3%
		②再生家具等の展示・販売会開催数 [回／年]	3	増加	3	0.0%
		③リサイクル率[%]	17.1	28.0	19.3	20.2%
		④530運動の参加者数[人／年]	180,000	増加	175,000	<0.0%
		⑤雨水貯留槽設置補助件数[件]	376	増加	616	>100.0%
IV	健全で快適な生活環境	①環境基準達成率（大気）[%]	93.3	増加	88.9	<0.0%
		②工場・事業場への大気浄化啓発件数 [件／年]	54	増加	70	>100.0%
		③環境基準達成率（水質）[%]	90.6	増加	89.6	<0.0%
		④工場・事業場排水検査件数[件／年]	240	増加	212	<0.0%
		⑤下水道普及率 (公共下水道、地域下水道合計) [%]	78.8	82.3	79.9	31.4%
		⑥景観形成地区の景観に配慮された 建築工事等の件数[件]	192	増加	264	>100.0%
		⑦公共施設における緑のカーテン設置 箇所数[箇所]	28	増加	132	>100.0%
V	環境への意識と知恵をはぐくむ文化環境	①地球温暖化対策出前講座の実施回数 [回／年]	5	増加	15	>100.0%
		②環境イベントの参加者数[人]	10,000	増加	6,000	<0.0%
		③地域資源回収実施団体数[団体／年]	351	増加	295	<0.0%
		④文化財関連イベント・展覧会等の参加者数[人]	61,840	増加	56,300	<0.0%
		⑤教育文化施設1日当たりの利用者数[人]	4,241	増加	4,101	<0.0%

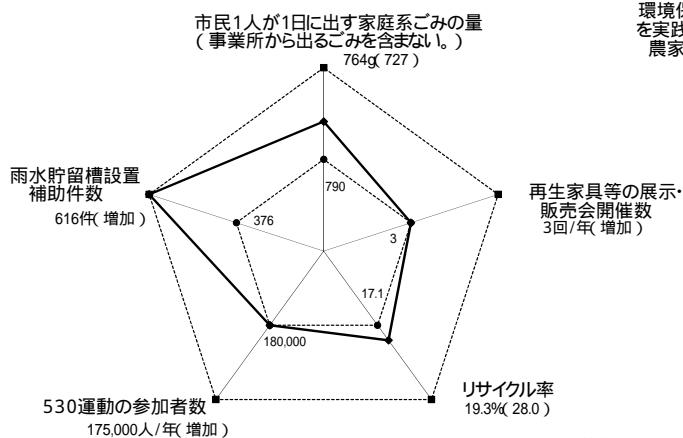
I 低炭素社会の実現により保全する地球環境



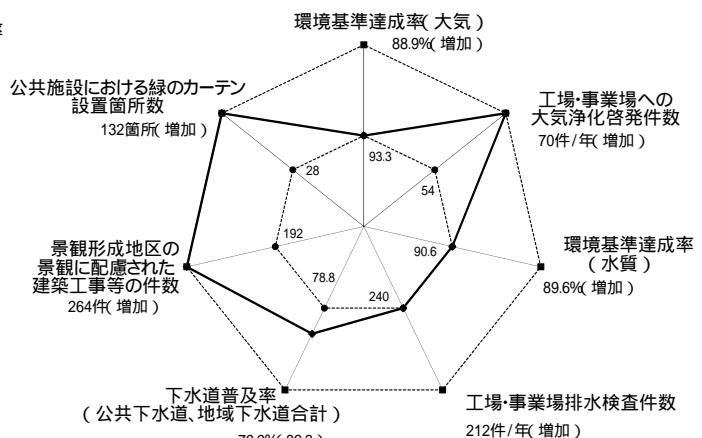
II 多様な生物が生息し、人と共生する自然環境



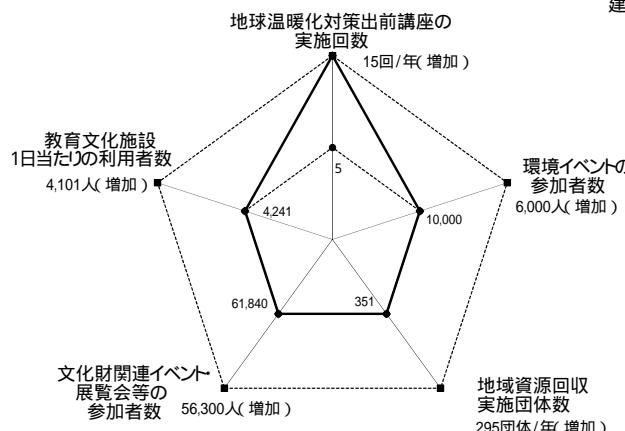
III 資源を大切にし、循環を基調とする社会環境



IV 健全で快適な生活環境



V 環境への意識と知恵をはぐくむ文化環境



注) 図は進捗率をグラフ化したもの。

平成25年度の値が目標値を上回る場合（進捗率が100%以上の場合）は目標値と同じ点へ、また、基準値を下回る場合（進捗率が0%以下の場合）は基準値と同じ点へ表示。

目標値が「増加」の指標については、実績値が増加した場合は目標値と同じ点へ、維持・減少した場合は基準値と同じ点へ表示。

グラフの内側の数値は基準値を、グラフの外側の数値は各年度の実績値、または目標値（括弧表示）を示す。

3. 豊橋市廃棄物総合計画(平成 23 年 3 月策定)

(1) 計画策定の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づき、本市における廃棄物の課題について、総合的かつ効果的に取り組むために、廃棄物行政の方向性を示した「豊橋市廃棄物総合計画」を策定しました。

(2) 基本理念

廃棄物処理に対する取り組みにおいては、市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任をしっかりと意識することが必要です。

そこで、廃棄物に対する取り組みにおける基本理念を、

「あなたが主役 ごみゼロとよはし ~循環・安心のまちを目指して~」

とし、廃棄物の発生・排出抑制、リサイクル、適正処理に積極的に取り組むこととします。

(3) 計画の位置付け

『第5次豊橋市総合計画』では、まちづくりの大綱として「環境を大切にするまちづくり」を取り組むこととしています。また、『第2次豊橋市環境基本計画』では、「資源を大切にし、循環を基調とする社会環境」を環境目標のひとつに掲げ、環境施策を推進していくこととしています。

豊橋市廃棄物総合計画は、これら上位計画の趣旨に沿って、本市の廃棄物に関する総合的な方向を示す計画として位置付けられています。

なお、豊橋市廃棄物総合計画は、一般廃棄物処理基本計画と産業廃棄物処理基本計画の2つの計画で構成されています。

(4) 計画期間

豊橋市廃棄物総合計画の期間は、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間とします。

また、概ね 5 年を目処に、廃棄物を取り巻く社会状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(5) 重点取組

○一般廃棄物処理基本計画

【ごみ処理部門】

- ・ごみ減量への経済的手法の検討
- ・事業系ごみの減量計画と指導強化
- ・事業系廃棄物の減量・資源化の促進
- ・資源ごみのステーション収集の検討
- ・効率的なごみ回収
- ・将来的な廃棄物処理施設整備の推進
- ・最終処分場周辺の環境対策
- ・市民・事業者・行政の連携強化

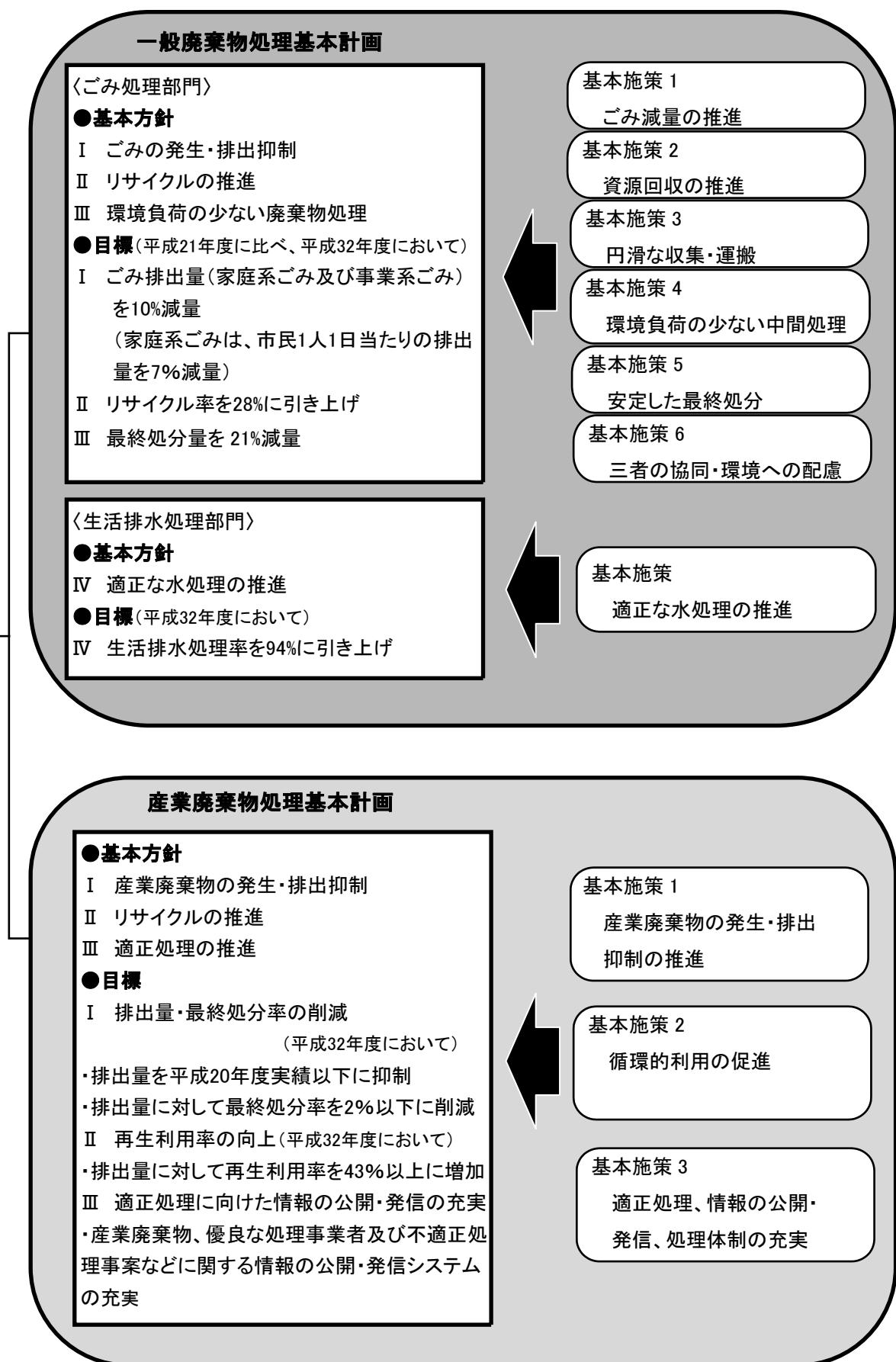
【生活排水処理部門】

- ・合併処理浄化槽への転換の促進

○産業廃棄物処理基本計画

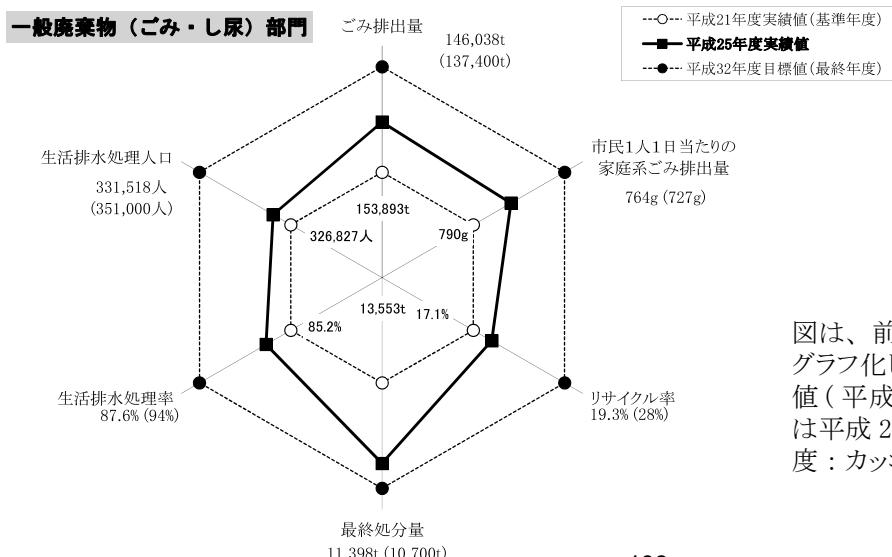
- ・多量排出事業者への指導・助言
- ・排出抑制に向けた、再生利用に関する啓発・指導の充実
- ・資源循環を目指した処理体制の確立
- ・不適正処理事案への厳正な対応
- ・市民に対する情報の公開・発信の推進
- ・行政機関が関与した産業廃棄物処理施設の立地の検討

(6) 豊橋市廃棄物総合計画の体系



(7) 計画の進捗状況

	基本目標	指標	H21年度実績値 (基準年度)	H22年度実績値	H23年度実績値	H24年度実績値	H25年度実績値	H32年度目標値 (最終年度)	進捗状況 (H21対比)	進捗率 (目標値)
ごみ処理部門	ごみ排出量(家庭系ごみ及び事業系ごみ)を平成21年度に比べ、10%減量	ごみ排出量(t)	153,893	148,417	147,982	145,801	146,038	137,400	5.1%減	47.6%
		家庭系ごみ排出量(t)	110,876	107,879	107,591	107,338	105,970	98,700	4.4%減	40.3%
		事業系ごみ排出量(t)	43,017	40,538	40,392	38,463	40,068	38,700	6.9%減	68.3%
	市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を平成21年度に比べ、7%減量	市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(g)	790	773	770	775	764	727	3.3%減	41.3%
	ごみのリサイクル率を28%に引き上げ	リサイクル率(%)	17.1	17.9	18.1	19.9	19.3	28	2.2 ポイント増	20.2%
生活排水処理部門	最終処分量を平成21年度に比べ、21%減量	最終処分量(t)	13,553	13,184	11,639	10,355	11,373	10,700	16.1%減	76.4%
	生活排水処理率を94%に引き上げ	生活排水処理率(%)	85.2	85.9	86.5	87.0	87.6	94	2.4 ポイント増	27.0%
	生活排水処理人口(公共下水道人口、地域下水道人口及び合併浄化槽人口)を351,000人に引き上げ	生活排水処理人口(人)	326,827	327,705	329,266	330,265	331,518	351,000	4,691人増	19.4%



図は、前ページに示した各指標の進捗率をグラフ化したもの。グラフ内側の数値は基準値(平成21年度実績値)を、外側の数値は平成25年度実績値と目標値(平成32年度:カッコ書き)を示す。

4. 豊橋市エコアクションプラン(豊橋市地球温暖化対策実行計画)

(1) 計画の概要

1) 趣旨

近年の大量生産、大量消費、大量廃棄を伴う社会経済活動や生活様式が、環境への負荷を増大させ、地球温暖化等、地球規模の環境問題を引き起こしている。このような背景を受け、本市の環境保全に向けた具体的な行動のひとつとして、市内有数の事業者であり、消費者でもある「豊橋市役所」が、環境負荷の少ない製品の購入・使用、ごみ減量・リサイクル、環境に配慮した建築土木構造物等の建設・管理及び行政事務等について、自ら率先して実行する取組計画を策定し、全庁を挙げてこの行動を積極的に展開していくものである。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の施行に伴い、平成12年4月、エコアクションプランを改正し、温室効果ガス排出抑制等のための措置に関する計画として位置づけ、地球温暖化対策への取組も同時に推進してきた。平成15年4月から環境マネジメントシステムの取組内容と整合を図り、第2次豊橋市エコアクションプランとして取組を推進してきたが、平成18年度からは第3次豊橋市エコアクションプランとして取り組んできた。平成22年度からは第4次豊橋市エコアクションプランとして新たな目標を掲げ取組を推進している。

さらに平成25年度からは、ISO14001から本市独自の環境マネジメントシステム「とよはしエコマネジメントシステム(T-EMS)」への移行に伴い、計画の推進に当たっては、T-EMSの手法を活用し、運用を開始している。

2) 対象

豊橋市役所の全ての職場において実施する事務事業

3) 期間

平成22年度から平成26年度までの5年間

4) 取組の目標

項目	目標
公用車燃料使用量	毎年度、前年度比1%以上削減するように努めます。
電気使用量	毎年度、前年度比1%以上削減するように努めます。
燃料(自動車を除く)使用量	毎年度、前年度比1%以上削減するように努めます。
水道使用量	毎年度、前年度比1%以上削減するように努めます。
用紙類購入量	毎年度、前年度比1%以上削減するように努めます。
廃棄物量	毎年度、前年度比1%以上削減するように努めます。
用紙リサイクル率	毎年度、前年度比1%以上増加するように努めます。若しくは、80%以上を維持します。
温室効果ガス総排出量 (二酸化炭素、メタン、二酸化窒素、代替フロン等3ガス)	毎年度、前年度比1%以上削減するように努めます。

5) 具体的な取組内容

① 物品の購入に関する取組

- 紙製品は「豊橋市グリーン商品調達方針」に基づき、古紙配合率が高く、白色度が低いなど環境負荷低減に資するものを購入します。
- 事務用品は、「豊橋市グリーン商品調達方針」に基づき、再生材料の使用割合が高く、間伐材などの木材が使用されているなど環境負荷低減に資するものを購入します。

など7項目

② 自動車の利用に関する取組

- 行先が近距離の場合は公用自転車を使用します。
- 通勤時には「エコ通勤」に努め、相乗りや公共交通機関、自転車を利用してマイカー使用の自粛に努めます。

など5項目

③ 庁舎・施設の管理に関する取組

- 空調温度については、冷房は 28 度、暖房は 19 度に設定します。
- 昼休み中は、業務に支障ない範囲で消灯します。
- エレベーターの利用を控え、3階程度の昇り降りの際は階段を利用します。
- 両面印刷、両面コピーを徹底します。
- 使用済用紙の裏面を内部文書、メモ用紙に利用します。
- 使用済み古封筒を内部文書用封筒等に再利用します。

など 45 項目

④ 土木・建築等の公共事業に関する取組

- 土木・建築用資材として、間伐材の利用を促進します。
- コンクリート型枠は、熱帯材型枠の使用を抑制します。
- 省エネルギー型空調システム、照明機器を採用します。
- 太陽光発電等の新エネルギーの利用を促進します。

など 17 項目

⑤ 環境に配慮したイベントの実施

- 主催者やスタッフは自家用車利用を自粛し、参加者に公共交通機関の利用を呼びかけます。
- 3R を原則とし、ごみ対策や清掃に努めます。

など6項目

6) 推進体制

この計画の推進にあたっては、とよはしエコマネジメントシステム(T-EMS)の推進組織をもつてて、「T-EMS 実行責任者」(各課長等)は、所属職員への周知と、この計画の推進を図る。

5. 豊橋市地球温暖化対策地域推進計画

(1) 計画の概要

1) 趣旨

地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項に基づき、地域内の全ての経済活動や家庭生活により排出される温室効果ガス排出量の削減に向けた市独自の目標等を掲げるとともに、国及び愛知県が進める地球温暖化対策と整合を図りながら目標の達成に向けた取り組みに関する市民、事業者、市が行う地球温暖化対策を総合的かつ計画的に実施することを目的として策定するもの。

2) 対象

豊橋市域から発生する温室効果ガスのうち、「二酸化炭素(CO₂)」、「メタン(CH₄)」、「一酸化二窒素(N₂O)」、「代替フロン等3ガス(HFCs、PFCs、SF₆)」を削減の対象とする。

3) 期間

平成22年度(2010年)から平成32年度(2020年)

4) 目標

豊橋市域から排出される温室効果ガス排出量を、基準年である1990年に対し、中期目標年の2020年に25%削減、最終目標年の2050年に60%削減をめざす。

5) 内容

温室効果ガス排出量の増加は、市民活動の結果といわれており、私たちが生活していく上での「衣」「食」「住」全てにわたって温室効果ガスが排出されている。したがって、その対策も事業者、市民、市が別々に取り組むのではなく、お互いに連携して取り組む必要がある。以下を「STOP・ザ・温暖化プラン」として9つの重点施策と位置付け、積極的に取り組むこととしている。

- ① 38万市民のエコライフ実践運動
- ② 公共交通を軸とした低炭素型まちづくりの推進
- ③ 低炭素型事業活動の推進
- ④ 環境教育の充実
- ⑤ 再生可能なエネルギーの有効活用
- ⑥ 530活動の推進
- ⑦ 森林の保全・育成、都市緑化の充実
- ⑧ 環境配慮型建築の推進
- ⑨ 市自らの率先的な取り組みの充実

6. 環境マネジメントシステム

(1) 計画の概要

環境マネジメントシステムとは、組織が環境に与える影響を継続的に改善するための仕組みのことです。

本市においては、環境マネジメントシステムとして、平成13年8月22日にISO14001（国際標準化機構[ISO]が定めた国際規格）の認証を取得するなど、継続的な環境改善に取り組んできました。

平成25年度からは、ISO14001の規格にとらわれず、積極的・独創的な環境への取り組みを促進するため、本市独自の環境マネジメントシステム「とよはしエコマネジメントシステム(T-EMS)」に切り替え、運用を開始しています。

年月	内容
平成12 5	ISO14001 キックオフ（認証取得宣言）
12 10	環境方針の決定
13 1	環境マネジメントシステムを運用開始
13 8	ISO14001 認証取得
16 7	審査登録機関による更新審査
18 4	ISO14001 認証サイトの拡大
19 7	審査登録機関による更新審査
21 4	環境方針の改定
22 6	審査登録機関による更新審査
25 4	とよはしエコマネジメントシステム(T-EMS)への切り替え、運用開始

(2) 平成25年度の取組状況

項目	年間目標	目標値	H25年度		評価
			実績	増減	
1. 地球温暖化防止対策を推進する					
二酸化炭素排出量 (kg-CO ₂)	平成24年度比 1%以上削減 ※	52,350,944	平成24年度適用の排出係数 51,251,700 △1,099,244 (△2.1%)		
			平成25年度適用の排出係数(参考) 53,328,945 978,001 (1.9%)		
	電気 ※	31,077,433	平成24年度適用の排出係数 29,915,391 △1,162,042 (△3.7%)		
			平成25年度適用の排出係数(参考) 31,992,636 915,203 (2.9%)		
	都市ガス	8,031,154	8,675,637 644,483 (8.0%)		
	灯油	11,350,478	10,858,424 △492,054 (△4.3%)		
	液化石油ガス	185,008	202,673 17,665 (9.5%)		
	A重油	34,959	18,699 △16,260 (△46.5%)		
	ガソリン、軽油、天然ガス	1,671,912	1,580,876 △91,036 (△5.4%)		
エコ通勤実施日数(日)	平成24年度比 1%以上増加	226,962	230,062 3,100 (1.4%)		達成

項目	年間目標	目標値	H25 年度		評価
			実績	増減	
2. 省資源、グリーン購入を推進する					
水道使用量(m ³)	平成 24 年度比 1%以上削減	781,608	745,625	△35,983 (△4.6%)	達 成
用紙類購入量(枚)	平成 24 年度比 1%以上削減	74,394,073	75,132,439	738,366 (1.0%)	未達成
グリーン購入率(%)	平成 24 年度比 1ポイント以上増加 若しくは 90%以上維持	量 100.0 金額 99.3	量 97.8 金額 89.6	量 △2.2P 金額 △9.7P	未達成
3. 廃棄物の減量・用紙リサイクルを推進する					
廃棄物量(kg)	平成 24 年度比 1%以上削減	556,256	489,154	△67,102 (△12.1%)	達 成
用紙リサイクル率(%)	平成 24 年度比 1ポイント以上増加 若しくは 80%以上維持	24.0	28.2	4.2P	達 成
4. イベント開催時の環境負荷低減を図る					
環境配慮型イベント 開催率(%)	平成 24 年度比 1ポイント以上増加 若しくは 90%以上維持	98.8	99.5	0.7P	達 成
5. 環境に配慮した公共工事を推進する					
発生量(t)及び有効利 用率(%)	建設副産物の発生抑制、リサ イクル、適正処理を推進する。	発生量 (t)	有効利用率 (%)	-	
	建設発生土	141,984	59		
	アスファルト・コンクリート塊	39,075	100		
	コンクリート塊	22,389	99		
	建設発生木材	536	81		
	建設汚泥	950	77		

※原子力発電所の停止により、電気の排出係数が大幅に悪化(中電 0.473→0.518、9.5%増)したため、二酸化炭素排出量の評価にあたっては、平成 24 年度適用の排出係数により算出した値を用いている。

第2節 環境関係諸団体

1. 東三河環境行政連絡協議会

東三河地域 5 市とこれに隣接する市及び北設楽郡町村との連携体制を確立して、環境保全に関する事項について情報交換及び連絡協議を行い、環境行政の円滑な推進を図ることを目的とする。

(ア) 設立:昭和 47 年 2 月 22 日

(イ) 構成:豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村、静岡県湖西市

(ウ) 平成 25 年度事業実績

・環境行政に関する情報交換及び連絡協議(定例会 1 回)

2. 豊橋市地下水保全対策協議会

地下水の過剰揚水による地盤沈下等を未然に防止するには、地下水使用の適正化を図ることが必要である。豊橋市における地下水の保全を図るため、水質の保全及び地下水の適正かつ合理的な揚水管理等を行い、市域の健全な発展に資することを目的とする。

(ア) 設立:昭和 52 年 3 月 1 日

(イ) 会員:109 団体(平成 26 年 4 月 1 日現在)

(ウ) 平成 25 年度事業実績

・地下水使用状況調査報告書作成

3. 三河湾浄化推進協議会

地域住民共有の財産である三河湾の浄化を推進し、美しく恵み多き三河湾を創造するための諸施策を実施することにより、三河湾の総合的な発展に資することを目的とする。

(ア) 設立:平成 2 年 7 月 5 日

(イ) 会員:30 団体(平成 26 年 4 月 1 日現在)

正会員 豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、高浜市、田原市、東浦町、南知多町、
美浜町、武豊町

賛助会員 愛知県

協力会員 内陸市町村等 16 団体

(ウ) 平成 25 年度事業実績

- 三河湾浄化の日及び三河湾浄化週間における各種啓発並びに実践活動の実施
- 関係機関に対する浄化推進の諸施策・事業の促進等についての要望活動の実施
- 伊勢湾再生推進会議関連会議への出席等

4. 豊橋田原ごみ処理広域化ブロック会議

ダイオキシン類削減対策、サーマルリサイクルの推進等を図るため、愛知県のごみ焼却処理広域化計画に位置付けられている豊橋田原ブロックにおいて、ごみ処理の広域化を推進することを目的とする。

(ア) 設立:平成 12 年 2 月 8 日

(イ) 構成:豊橋市、田原市

(ウ) 平成 25 年度事業実績

・ごみ処理広域化に関する情報交換及び連絡協議(ブロック会議 2 回、幹事会 3 回開催)

5. 530 運動環境協議会

530 運動推進連絡会、牟呂用水美化サークル、豊橋市省資源省エネルギー推進協議会及び豊橋市ごみ減量推進協議会の環境保全を目的とする4つの団体を統合し、市民と事業者、行政が一体となって幅広く環境問題に取り組むことを目的とする。

(ア) 設立:平成 14 年 4 月 1 日

(イ) 目的:恵み豊かな環境を次の世代に引き継ぐため、530 運動の普及及び 530 実践活動を通して、環境美化及び資源の有効活用に対する市民意識を高め、環境に配慮したまちづくりの実現に寄与する。

(ウ) 会員(平成 26 年 4 月 1 日現在)

法人・団体会員:124 団体

個人会員:308 名

(エ) 事業

- ・530 運動の普及及び啓発に関する事業
- ・ごみの発生抑制の啓発に関する事業
- ・環境美化のための実践活動に関する事業
- ・省資源省エネルギー意識の啓発と定着に関する事業
- ・環境教育及び環境学習に関する事業

(オ) 平成 25 年度事業実績

- ・朝倉川 530 大会に協賛(4 月)
- ・全市一斉 530 運動実践活動(春・秋)
- ・530 のまち環境フェスタ(9 月)
- ・豊橋まつり 530 運動普及啓発・環境コーナー特設テント設置(10 月)
- ・冬の省エネ実施キャンペーン(2 月)
- ・「530 レポート」の発行(11 月・3 月)
- ・牟呂用水清流化運動(11 月・2 月)
- ・幼児用環境教育ビデオを使った市内保育園・幼稚園への訪問指導(6 月～9 月)
- ・No ! 包装キャンペーンの実施(1 月)
- ・クリーンアップ大作戦の実施(5 月:豊橋駅前、7 月:豊橋駅前、11 月:汐川干潟、3 月:向山緑地)
- ・ホームページの運営 ホームページ:<http://www.530.toyohashi.aichi.jp/>



6. 豊橋市清掃指導員会

清潔で快適な生活環境の保全及び再利用を通じた廃棄物の減量を推進するため、豊橋市清掃指導員を委嘱している。

(ア) 委嘱開始年度:昭和 55 年度

(イ) 指導員数:558 名 (平成 26 年度)

(ウ) 清掃指導員の職務

- ・持ち出しマナー及び分別徹底のための指導
- ・集団回収等再利用を推進するための指導
- ・周知看板の設置
- ・不法投棄の監視及び通報
- ・市が行う啓発活動への協力
- ・その他市が行う施策への協力

(エ) 平成 25 年度事業実績

- ・清掃指導常務委員会議(4 月)
- ・清掃指導員会議(4 月)
- ・ごみ処理施設見学会(10 月)

第3節 啓 発

1. 環境保全に関する啓発

(1)生活排水対策

昭和 61 年度より、梅田川流域を中心に各種の生活排水対策活動を実施しており、平成 25 年度においては、下記の事業を実施した。

① 梅田川ふれあいクリーン作戦 2013 の開催

梅田川流域内の住民・小学校・中学校・企業計 1,500 名の参加により参加体験型水環境イベントを開催した。



梅田川ふれあいクリーン作戦 2013
(河川美化活動)

② 豊橋市クリーン推進員活動の推進

生活排水対策の地域リーダーの育成を図るため、流域内の中学校PTAより 20 名を委嘱し、住民主体の浄化活動を推進した。



530 のまち環境フェスタ
(COD 簡易水質測定の体験)

④ 簡易水質測定器具等の貸出し

○簡易水質測定器具(CODセット):1 件(1 セット)

2. 廃棄物に関する啓発

(1) 啓発冊子「ごみガイドブック」の作成

ごみ問題に対する意識の高揚を図るため、全世帯に、ごみの分別・ステーションへの持ち出しマナー、日常生活の中で守らなければならないルールを図柄等を使い詳しく記載した啓発冊子「ごみガイドブック」を配布している。

(2) ごみ収集日程表「クリーンカレンダー」の作成

ごみの収集の周知を図るため、全世帯に年間収集日(7月1日から翌年6月30日まで)を記載した「クリーンカレンダー」を配布している。

(3) 小学4年生の社会科副読本資料集「町をきれいに」の作成

小学4年生の社会科では、郷土(豊橋市)のことを中心に学習しており、日常生活に密着した清掃事業についての深い理解と環境意識の高揚を図るため、全児童を対象に社会科副読本資料集「町をきれいに」を配付している。

(4) 「地域資源回収の手引き」の作成

ごみの減量化や再資源化に大変すぐれた効果のある、地域資源回収を今後も継続し、活動を通したごみ減量意識の形成に向け、より多くの市民が活動に参加していただけるよう手引きを作成している。

(5) 生ごみ減量講習会の開催

平成14年度より、生ごみ減量容器、電動式生ごみ処理機の上手な使い方と、たい肥を利用した家庭でできる花づくり等を紹介する講習会を行っている。

(6) 手作りコンポスト実践講座の開催

生ごみ減量を推進するため、平成24年度より、生ごみをたい肥にできる手作りコンポストの作製及び利用についての講座を行っている。

(7) 「事業系ごみ減量行動マニュアル」の作成

増加する事業系一般廃棄物に対応するため、ごみ減量の必要性、紙ごみのリサイクルなどを内容とするごみ減量行動マニュアルを作成し、事業所訪問に活用している。

(8) 啓発冊子「産業廃棄物処理の手引き」の作成

中核市移行に伴い、産業廃棄物行政が県から委譲されたため、産業廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等を説明した冊子を事業者向けに配布している。

(9) 「浄化槽管理手帳」の作成

浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査などを行い、正しく維持管理をして川や海をきれいにするために浄化槽管理手帳を作成し、配布している。

3. 資源・エネルギーに関する啓発

(1) 太陽光発電の活用

太陽光発電は太陽からの光エネルギーを活用し、発電時にCO₂を発生しないクリーンなシステムとして、地球環境の保全や温暖化対策に大変有効と言われており、本市は全国的にみても日照条件が良好なことから、地域特性を生かした太陽光発電の普及促進を重点的に推進している。

① 住宅用及び保育所・幼稚園用への太陽光発電システム設置補助

<住宅用>

平成 11 年度から住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助事業を開始した。環境への負荷が少ない循環型社会の構築に向けての基盤整備と市民意識の向上を図ることを目的としている。

- ・補助対象:自ら居住する豊橋市内の住宅に太陽光発電システムを設置する者

- ・補助金額:太陽電池モジュールの最大出力 1kWあたり 3 万円、限度額 12 万円(26 年度)

- ・補助実績

区分	11~21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	累計
補助件数(件)	2,253	732	1,119	1,069	1,043	6,216
出力容量(kW)	8,182	2,909	4,685	4,730	4,681	25,187

<保育所・幼稚園用>

幼児期からの環境教育と地球温暖化対策を推進するために、平成 20 年度より補助事業を開始した。

- ・補助対象:市内の保育所(児童福祉法の認可を受けていること)又は幼稚園に太陽光発電システムを設置する法人

- ・補助金額:A と B の合算額(26 年度)

A:太陽光発電システム(啓発用表示装置を除く)設置費用の 1/2、上限1kWあたり 25 万円、限度額 250 万円

B:啓発用表示装置設置費用の 1/2、限度額 50 万円

- ・補助実績

区分	20~21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	累計
補助件数(件)	3	0	1	0	1	5
出力容量(kW)	18	0	7	0	4	29

② 公共施設への太陽光発電の設置導入

平成 11 年度から、自然エネルギーの導入拡大や有効活用を推進するために、市自らの率先的な取り組みとして、市内の全小中学校(74 校)をはじめ、公共施設へ太陽光発電の設置を進めてきた。

- ・導入実績

区分	~21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	累計
施設数(施設)	90	3	3	1	2	99
出力容量(kW)	944	25	25	10	20	1,024

③ 大規模太陽光発電所の設置

市の廃棄物最終処分場跡地等を民間企業に貸し付け、大規模太陽光発電所の運営が開始された。

名称	ソーラーファームとよはし	株式会社サイエンス・クリエイト高塚町太陽光発電所
所在地	豊橋市老津町字切山 272 番地、273 番地 (豊橋市廃棄物最終処分場跡地)	豊橋市高塚町字東大繩手 445 番地 (豊橋市廃棄物最終処分場内)
敷地面積	約 2 万 m ²	約 5,400 m ²
太陽電池枚数	4,200 枚(シリコン系多結晶 242W/枚)	1,484 枚
発電所出力	1,000kW	350kW
想定年間発電量 (一般家庭想定)	約 115 万 kWh (300 世帯分の年間使用電力に相当)	約 38 万 kWh (100 世帯分の年間使用電力に相当)
年間 CO ₂ 削減量	約 540t	約 180t
発電事業期間	平成 25 年 3 月 ~45 年 4 月(20 年間)	平成 26 年 1 月 ~46 年 2 月
発電事業者	株式会社シーテック	株式会社サイエンス・クリエイト

(2) 住宅用燃料電池システム導入補助金

燃料電池コーチェネレーションシステム(エネファーム)は、エネルギー効率が高く、温室効果ガスの排出を抑制する効果が期待できることから、燃料電池コーチェネレーションシステムを設置する者への補助を平成24年度から開始した。

- ・補助対象:自ら居住する豊橋市内の住宅に燃料電池コーチェネレーションシステムを設置した者

- ・補助金額:一基につき一律5万円(26年度)

- ・補助実績

区分	24年度	25年度	累計
補助件数(件)	55	90	145

(3) 電気自動車等普及促進事業(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・電動バイク)

電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び電動バイクは、化石燃料の消費抑制、CO₂排出量削減、大気汚染防止などの効果が期待できる。電気自動車等の普及啓発を図るため、購入者への補助を平成22年度から開始した(電動バイクの補助については平成23年度より実施)。

① 補助対象

- ・自ら使用する目的で購入し、初年度登録する時点で1年以上、市内に居住している個人
- ・事業に使用する目的で購入し、初年度登録する時点で1年以上、市内に本社等を有している中小企業等の事業者
- ・上記の個人及び中小企業等の事業者に該当する者に貸与し、法定耐用年数の期間以上貸与契約をするリース事業者

② 補助金額(26年度)

区分	補助率	補助限度額
電気自動車	車両本体価格の5%	7万円
プラグインハイブリッド自動車		4万円
電動バイク	車両本体価格の25%	3万円

③ 補助実績

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	累計
電気自動車・ プラグインハイブリッド自動車(台)	6	19	67	64	156
電動バイク(台)	-	2	0	3	5

(4) 電気自動車等普及促進事業(充電設備)

充電設備の導入は、電気自動車等の普及促進につながり、地球温暖化対策の推進に期待できることから、平成23年度から充電設備を設置する者に補助を開始した。

① 補助対象

市内において、不特定多数の者が利用できる駐車スペースに充電設備を新たに設置する法人又は個人の事業者であって、その設置場所を広く公表し、かつ、有料・無料を問わず不特定多数の者に利用させる者

② 補助金額(26年度)

- ・電気自動車用急速充電設備:充電設備購入費の1/4、限度額50万円
- ・電気自動車用普通充電設備:充電設備購入費の1/4、限度額10万円
- ・電動バイク用充電設備:充電設備設置費用の1/4、限度額5千円

③ 補助実績

区分	23年度	24年度	25年度	累計
電気自動車用急速充電設備(件)	0	1	1	2
電動バイク用充電設備(件)	0	0	0	0

(5) 電動アシスト自転車購入補助金

通勤や買い物時における自動車利用から自転車利用への切り替えを促進することで、温室効果ガスの排出抑制を図り、地球温暖化対策の推進に期待できることから、電動アシスト自転車購入者への補助を平成 22 年度から開始した。

① 補助対象

市内に住所を有する 18 歳以上の者で、市内の販売店で購入した者

② 補助金額(26 年度)

電動アシスト自転車の購入金額の 1/4、限度額 15,000 円

③ 補助実績

区分	22 度	23 度	24 年度	25 年度	累計
電動アシスト自転車(台)	1,082	807	763	721	3,373

(6) 雨水貯留槽設置整備事業

屋根に降る雨も流してしまえば活用できないが、溜めて使えば立派な水資源となることから、雨水の有効利用を図るため、雨水貯留槽設置者に対する補助を平成 11 年度から実施している。

① 補助対象

市内の居住地又は居住予定地に雨水貯留槽を設置する者。

② 補助金額

雨水貯留槽の本体購入金額の 2 分の 1 以内、限度額 18,000 円。

③ 補助実績

区分	11~21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	累計
補助件数(件)	376	31	85	75	49	616

4. 環境教育の推進

(1) 小中学校訪問授業

- ① 目的:こどもたちに、身の回りの環境問題に目を向けて興味を持ち、理解を深めてもらうため、小学校4～6年生を対象に実施。
- ② 方法:パソコン等を使用しながら、職員が学校に出向き実施。

〈テーマ1〉地球温暖化を防ごう

- 1) 実施日:平成25年9月18日～平成26年2月19日
- 2) 場所:市内11校25学級の教室にて実施(学年単位)
- 3) 内容:地球の環境問題について「地球の温暖化」を中心に話をすすめ、環境を守るために私たち一人ひとりが心がけるべきことを考える。

授業の要旨

地球の病気→温暖化=空気中の二酸化炭素がふえ、地球の温度があがっている

- | | |
|---------------------|------------------------|
| ① なぜ、二酸化炭素がふえてきたのか? | ③ 地球の温度があがるとどうなるか? |
| (1)石油や石炭の使いすぎ | (1)海面の上昇 21世紀末に18～59cm |
| (2)森林が少なくなっている | (2)異常気象→農作物へ被害 |
-
- | | |
|--|----------------------|
| ② 二酸化炭素で、なぜ温度があがるのか? | ④ 地球のために、どうすればよいか? |
| (1)毛布のような温室効果 | (1)エネルギーの節約(電気・ガソリン) |
| (2)今:100年で0.74度上昇 未来:21世紀末
には1.1～6.4度上昇 | (2)森林を守ろう(古紙のリサイクル) |

〈テーマ2〉水を守ろう

- 1) 実施日:平成25年7月1日～11月14日
- 2) 場所:市内4校の教室にて実施(9学級)
- 3) 内容:水環境について、公害から生活排水のことまで水の流れについて話をし、どうすれば川や海がきれいになるかを考える。

授業の要旨

- | | | |
|-----------|-----------|---------------------|
| ① 水の汚れとは? | ② 毒の汚れ | ④ どうすれば川や海がきれいになるか? |
| (1)毒の汚れ | ・公害(水俣病等) | ・川や海に食べ残しやゴミを |
| (2)有機物の汚れ | ③ 有機物の汚れ | 流さないような生活をする |
| (3)ゴミの汚れ | ・生活排水が原因 | |

〈テーマ3〉みんなで作ろう循環型社会～それってごみなの?～

- 1) 実施日:平成25年5月14日～10月1日
- 2) 場所:市内9校20学級の教室にて実施
- 3) 内容:使い捨て社会の問題点や循環型社会の必要性について考える。

授業の要旨

- ① 江戸時代は循環型社会
- ② 現代は大量生産、大量消費の使い捨て社会
- ③ 豊橋の現在のごみの量は?
- ④ 使い捨て社会によってどんな問題が発生するの?
- ⑤ ごみを少なくするために、みんなにできること
リサイクル3つのR(まずはごみを減らす、使えるものは使う、最後にリサイクル)

〈テーマ4〉アカウミガメと表浜海岸の自然を守ろう

- 1) 実施日:平成25年5月27日～10月15日
- 2) 場所:市内5校9学級にて実施(学年単位)
- 3) 内容:アカウミガメの生態や産卵地の自然環境について話をすすめ、アカウミガメの保護や表浜海岸の自然環境を保全するために私たちが心がけねばならないことについて考える。

授業の要旨

- | | | |
|--------------------|---------------------|--------|
| ① 産卵地である表浜海岸の自然環境 | ② アカウミガメの生態 | ③ 実態調査 |
| ④ 表浜海岸で今問題になっていること | ⑤ 本市の保護活動への取り組みとお願い | |

〈テーマ5〉まもれ！未来の生態系！～外来生物の脅威！～

- 1) 実施日:平成25年6月21日～11月27日
- 2) 場所:市内2校4学級にて実施(学年単位)
- 3) 内容:外来生物が生態系に与える影響と豊橋市内での現状について話をすすめ、その問題点に対し私たちができることについて考える。

授業の要旨

- | | |
|--|--|
| ① 生態系ってなに？ ……身の回りの生態系 | |
| ② 外来生物とは？ ……外来生物の発端・由来 | |
| ③ 外来生物がいるとどうなるの？……外来生物がもたらす被害・脅威 | |
| ④ 市内にはどんな外来生物がいるの？ ……市内に存在する外来生物の特徴 | |
| ⑤ わたしたちにできることは！ ……一人ひとりにできること。身近な注意事項。 | |

〈テーマ6〉生き物の宝庫 汐川干潟

- 1) 実施日:平成25年7月17日
- 2) 場所:市内1校1学級にて実施(学年単位)
- 3) 内容:汐川干潟の特色や地域における役割について学び、古くから地元住民に親しまれてきた干潟の育む自然を後世へ引き継いで行くためにできることについて考える。

授業の要旨

- | | |
|-------------------------------------|--|
| ① 汐川干潟ってどんな場所？(干潟の役割とは、汐川干潟はどこにある？) | |
| ② 汐川干潟の特徴(汐川干潟の生き物、汐川干潟と世界のつながり) | |
| ③ 汐川干潟と外来生物 | |
| ④ 干潟を守るために私たちにできること | |

(2) こどもエコクラブ

- ① 概要: こどもたちの将来にわたる環境保全への高い意識を育成し、こどもたち主体の地域環境・地球環境に関する学習や具体的な取組・活動を支援するために「こどもエコクラブ事業」として環境省(当時環境庁)が平成7年度より実施していたが、平成23年度より(公財)日本環境協会が事業を引き継ぎ実施している。
- 本市においては、事業開始当初より「こどもエコクラブ豊橋市事務局」を設置し、エコクラブの申込受付や広報活動、登録クラブへの教材配付等の支援を行っている。
- ② 活動内容: 幼児から高校生までの子ども1人以上で構成されるクラブ(大人1人以上のサポーターが必要。)をつくるて登録し、クラブで自主的に行う環境保全活動(エコロジカルあくしょん)や全国事務局から紹介される地球や環境のことを楽しく考えるプログラム(エコロジカルトレーニング)を行った。
- ③ クラブ数: 1クラブ 3人(平成25年度)

(3) 干潟再生実験プロジェクト

「貝やカニなど多様な生物の生息の場として干潟」、「水質浄化機能としての干潟」の重要性を広く認識するため、平成23年度に環境学習の場、親水の場として、豊橋市明海町地内に実験用干潟を造成し、地元の住民・小学校・企業が一緒になり、三河湾の保全と再生の意識を将来へ継承することを目的に実施するプロジェクトで、平成23年度から25年度の3年間かけて行った。

平成25年度における実施内容

日付	実施内容	実施場所
平成25年5月22日	第5回生物等調査	実験用干潟(明海町)
平成25年7月4日	第6回生物等調査	実験用干潟(明海町)
平成25年11月30日	干潟研究発表会	大崎小学校(大崎町)



生物調査



干潟研究発表会

